

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 小児がん診療に関する取組に関して情報共有及び意見交換
- 二 小児がん地域計画書の策定等に関する事
- 三 小児がん連携病院の指定等に関する事
- 四 その他関東甲信越地域における小児がん診療に関する事

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる医療機関等によって構成する。

- 一 別紙医療機関
 - 二 関東甲信越地域に所在する都県
- 2 前項のほか、オブザーバーとして患者団体を加えることができる。
- 3 協議会の会長は、小児がん拠点病院の中から選出する。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 協議会の議長は、会長とする。
- 3 会長は、必要に応じて厚生労働省健康局職員の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第5条 協議会の定める各部会を置く。

- 2 部会長は、部会の運営を統括し、部会において調査・審議した事項については、協議会に審議を求めなければならない。
- 3 部会の運営に必要な事項については、別に定める。
- 4 部会については別紙のとおりとする。

(協議会幹事)

第6条 協議会幹事は、小児がん拠点病院とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、国立成育医療研究センターとする。

- 2 事務局は、協議会の事務を処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成25年7月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年9月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和元年9月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月3日から施行する。

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会 構成医療機関

都県名	医療機関名	区分
茨城	茨城県立こども病院	○
	筑波大学附属病院	○
栃木	獨協医科大学病院	○
	自治医科大学附属病院	○
群馬	群馬県立小児医療センター	○
	群馬大学医学部附属病院	○
埼玉	埼玉県立小児医療センター	●
	埼玉医科大学国際医療センター	○
	防衛医科大学校病院	○
	さいたま市立病院	○
千葉	千葉大学医学部附属病院	○
	成田赤十字病院	○
	日本医科大学千葉北総病院	○
	千葉県こども病院	○
	千葉県がんセンター	○
	帝京大学ちば総合医療センター	○
	QST 病院	○
東京	日本大学医学部附属板橋病院	○
	帝京大学医学部附属病院	○
	東京医科歯科大学医学部附属病院	○
	東京大学医学部附属病院	○
	東京都立小児総合医療センター	●
	東京慈恵会医科大学附属病院	○
	日本医科大学付属病院	○
	慶應義塾大学病院	○
	東邦大学医療センター大森病院	○
	順天堂大学医学部附属順天堂医院	○
	国立成育医療研究センター	●
	聖路加国際病院	○
	国立がん研究センター中央病院	○
	杏林大学医学部附属病院	○
	東京女子医科大学病院	
	伊藤病院	○
国立国際医療研究センター病院	○	
東京都立多摩総合医療センター	○	

都県名	医療機関名	区分
神奈川	横浜市立大学附属病院	○
	東海大学医学部附属病院	○
	神奈川県立こども医療センター	●
	聖マリアンナ医科大学病院	○
	北里大学病院	○
	済生会横浜市南部病院	○
山梨	山梨大学医学部附属病院	○
長野	信州大学医学部附属病院	○
	長野県立こども病院	○
	相澤病院	○
新潟	新潟大学医歯学総合病院	○
	新潟県立がんセンター新潟病院	○

● 小児がん拠点病院

○ 小児がん連携病院

関東甲信越地域小児がん医療提供体制協議会 部会一覧

部会名
脳神経腫瘍部会
相談支援部会

訂正内容

項目	旧	新	日付
(部会の設置) 第5条	協議会に脳神経部会を置く。	協議会の定める各部会を置く。	令和3年 9月3日
(部会の設置) 第5条 2	部会の長は、部会の事務を統括し、部会において調査・審議した事項については、協議会に審議を求めなければならない。	部会の長は、部会の運営を統括し、部会において調査・審議した事項については、協議会に審議を求めなければならない。	同上
附 則 (施行期日)	(追加)	この規程は、令和3年9月3日から施行する。	同上